

マネー・ローンダリング等防止ポリシー

株式会社福邦銀行（以下、「当行」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に向け、基本方針を以下のとおり定めます。

1. 組織態勢・運営方針

当行は、マネー・ローンダリング等の防止を経営上の最重要課題と位置付け、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、適時適切に対応できる態勢を構築します。

2. リスクベース・アプローチ

当行は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当行が直面しているマネー・ローンダリング等にかかるリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を実施します。

3. 顧客の管理方針

当行は、法令等に基づき、顧客情報や取引内容等の調査、確認を適切に行い、継続的な顧客管理を実施します。

4. 疑わしい取引の届出

当行は、営業店からの報告やモニタリングシステム等により検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対してすみやかに疑わしい取引の届出を行います。

5. 役職員の研修

当行は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識、理解を深め、各部門の役割に応じた専門性、適合性の向上をはかります。

6. 内部監査の方針

当行は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

以上